

東京都住宅供給公社住宅の居住環境の充実にに関する意見書

東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅について、昭和 57 年度以前に建てられた住宅は、入居時に浴槽や給湯設備が設置されておらず、入居者が費用を自己負担して取り付ける方式であり、平成 12 年度からは、空き家になった住戸に対し、公社が浴槽と給湯設備を設置しています。

昭和 38 年に建設され築 53 年の熊川住宅、昭和 42 年に建設され築 49 年の福生加美平住宅でも、平成 11 年度以前の入居者は、浴槽・風呂釜設置は自己負担であり、その後設置した世帯が故障などで設備を取り替えたい場合も自己負担で更新する必要があります。

また、内装については空き家になった住戸に対し、公社が内装改修を実施していますが、長年居住し古く傷んでも内装改修は、全額自己負担となります。

両住宅の高齢化率は福生市の平均よりはるかに高く、高齢者にとって浴槽・風呂釜・内装の更新は、特に重い負担となります。

東京都住宅供給公社の家賃において、空き家修繕として浴槽・風呂釜設置、給湯設備、内装改修が実施されている「募集家賃」と、住み続けている住民の「継続家賃」との整合性が取られましたが、新規入居者と継続居住者の居住環境の格差は改善されておられません。

よって、福生市議会は、東京都に対し、次のような措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 浴槽・風呂釜等設置の居住環境の整備改善に取り組むこと。
- 2 新規入居者と継続居住者の居住環境の格差解消について推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 29 日

福生市議会議長

末 次 和 夫

東京都知事 様